

第1回八代市総合計画策定審議会次第

日 時：平成18年7月19日（水）

午前10時～

場 所：5階大会議室A

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 会長・副会長選任

5 諮 問

6 議 題

(1) 策定審議会の運営について

(2) 八代市総合計画について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

7 閉 会

八代市総合計画策定審議会設置条例

平成17年8月1日

条例第9号

(設置)

第1条 八代市に八代市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、八代市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱した委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

八代市総合計画策定審議会傍聴要領（案）

第1 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場に応じてその都度定めます。

第2 傍聴の手続き

- 1 会議の傍聴を希望する方は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って入室ください。
- 2 傍聴の受付は、定員になり次第締め切ります。

第3 傍聴にあたっての遵守事項

- (1) 会議中は、私語を慎み、静かに傍聴すること。
- (2) 会議における発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 飲食等をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、会長が認めたときを除く。)
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為をしないこと。

第4 事務局の指示

傍聴される方は、上記第3のほか、事務局職員の指示に従ってください。

第5 傍聴人の退場

傍聴される方が、上記第3又は第4に違反し、注意を促してもなお従わないときは、会場から退場していただく場合があります。

第6 会議の非公開

会場の秩序維持の必要が生じたとき又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じたときは、会議を途中から非公開とする場合があります。

附 則

この要領は、平成18年7月19日から施行する。

八代市総合計画策定基本方針

1. 法的な位置づけ（根拠）

地方自治法第2条第4項において規定

「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。」

2. 総合計画の名称、構成及び目標年度

(1) 名 称 「八代市総合計画」

(2) 構 成

総合計画はまちづくりの基本理念を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び、毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成します。

基本構想

性 格 地方自治法第2条第4項に規定される構想で、本市のまちづくりの方向性を示す計画

内 容 時代の潮流やまちづくりの課題などを踏まえ、まちづくりの基本理念、将来像、将来指標を明らかにし、これらを実現するための「施策の大綱」を示します。

計画期間 10年

その 他 議会議決の対象となります。

基本計画

性 格 基本構想を策定した市における行政計画の最上位計画

内 容 基本構想に想定される「施策の大綱」等を実現するための具体的な「施策大綱ごとの計画」を明らかにします。

計画期間 5年（前期5ヶ年、後期5ヶ年により構成）

実施計画

性 格 基本計画に掲げられる事業・施策を実施していくための年度計画・財政計画

内 容 毎年度実施する事業・施策を掲げます。

計画期間 3年（ローリング方式により毎年度見直し）

(3) 目標年度

平成29年度を目標年次とし、20年度から29年度までの10年計画。

(4) 計画の構成案

1. 基本構想

総合計画の意義

構成と目標年次

まちのあゆみと地域の特性

まちづくりの基本目標

- ・ 基本理念
- ・ 将来像
- ・ 将来指標
- ・ 土地利用と都市構造

施策の大綱

構想実現に向けての取組み

参考資料

- ・ まちづくり地域別ワークショップの状況
- ・ 市民意識調査
- ・ 一般市民から公募した考え方
- ・ 策定審議会への諮問及び答申等

2. 基本計画

前期計画を20年度から24年度、後期計画を25年度から29年度とする。

基本計画が目指すもの

構成と目標年次

施策大綱ごとの計画

- ・ 基本目標
- ・ 施策の体系
- ・ 施策

住民参加のまちづくり

主要事業

この総合計画は新市建設計画を基礎とし、さらに、新たな市民ニーズを踏まえ、発展させた計画として、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことによって、新しい都市像を実現するための総合的な方針や具体的裏づけのある実効性の高い施策を示したものとすることを総合計画素案策定の方向性とする

策定組織の役割

(1) 総合計画策定審議会

目的

総合計画(基本構想及び基本計画)原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

条例により設置された組織である。

構成

学識経験者、市民団体代表者、アドバイザーとして関係機関(国、県他)

(2) 地域審議会

目的

当該区域に係る総合計画(基本構想)原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

当該区域に係る総合計画(基本計画)原案について市長から報告を受け意見することができる。

合併特例法により設置された組織である。

構成

設置区域に住所を有する住民自治代表等から市長が任命した者

(3) 総合計画策定委員会

目的

総合計画策定基本方針を参考に素案策定の方向性を定め、起案委員会を指導・助言する。

起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討して、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

構成

担当副市長(委員長)、副市長、収入役、教育長、各部長、各支所長

(4) 総合計画起案委員会

目的

策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会を指導・助言する。

専門部会毎に作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。

所属部課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

構成

本庁に属する関係各課かい長及び各支所の総務課長

(5) 総合計画起案専門部会

目的

起案委員会委員のもとで各部課がいごとに作成された計画案を、各部会ごとに分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

構成

策定委員会が指名した者

(6) 市民意識調査

目的

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民ニーズを的確に把握し総合計画策定の資料とする。

設問項目

生活環境、要望施策、消費動向、余暇・レジャー、コミュニティ、八代市の将来像、住民の参加意識、居留意識等

調査の方法

2,500名～3,000名を無作為に抽出し、郵送によりアンケート調査票を配布。(対象者数検討中)

校区(地区)別、年齢層別、性別等、分野別等に抽出し郵送によりアンケート調査表を配布。(個別インタビュー等実施検討中)

(7) 地域別ワークショップ

目的

新市建設計画が掲げる「人と地域が主役のまち」や基本構想における「住民自治によるまちづくりの推進」を実現する取組みとして、地域別ワークショップを設置する。

方法

地域別ワークショップ

6地域×3回 開催予定 旧八代市については開催方法等を検討する。

(8) 市民意見の公募

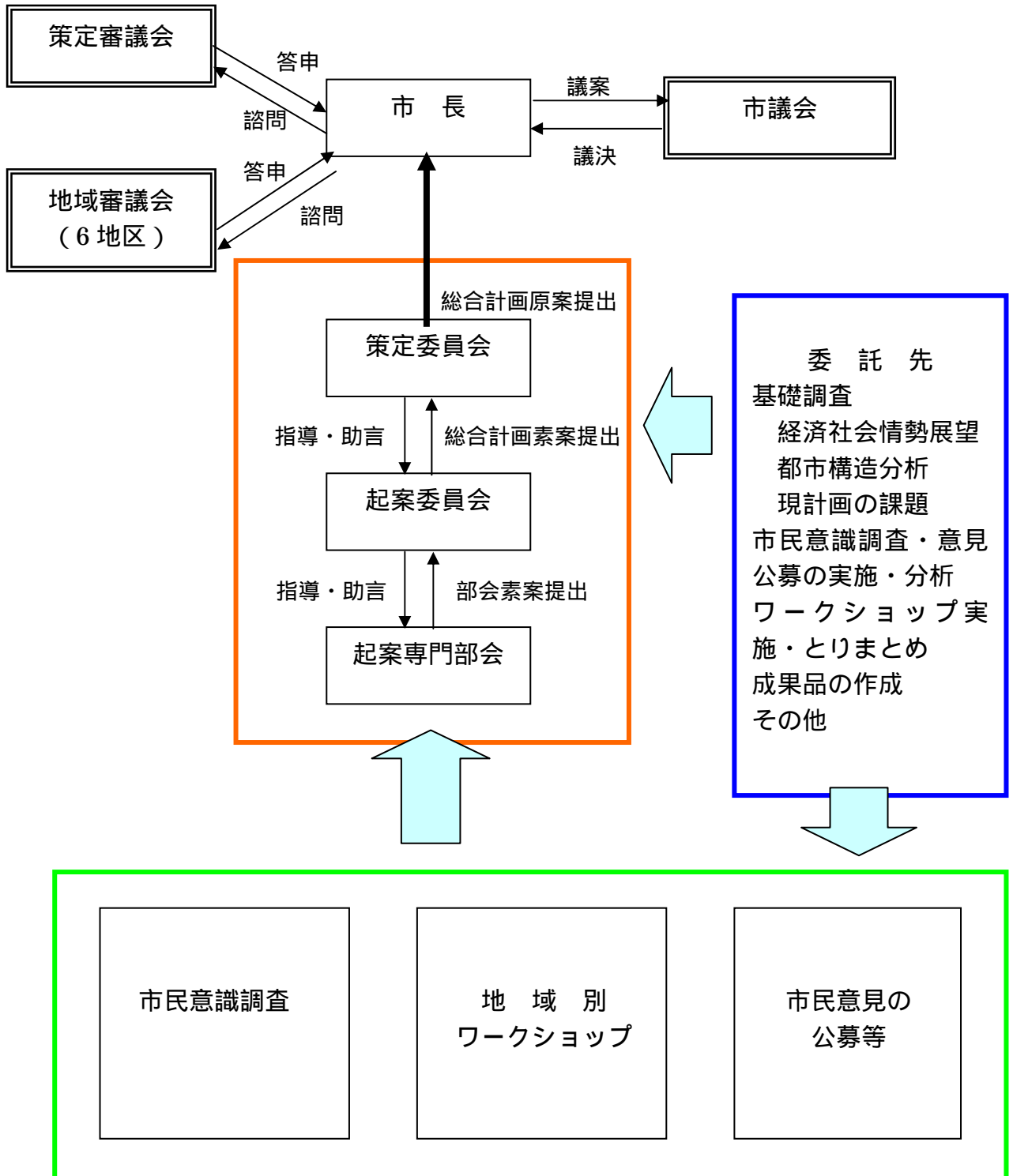
目的

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、総合計画に関する民意の反映のため、広報広聴活動を実施する。

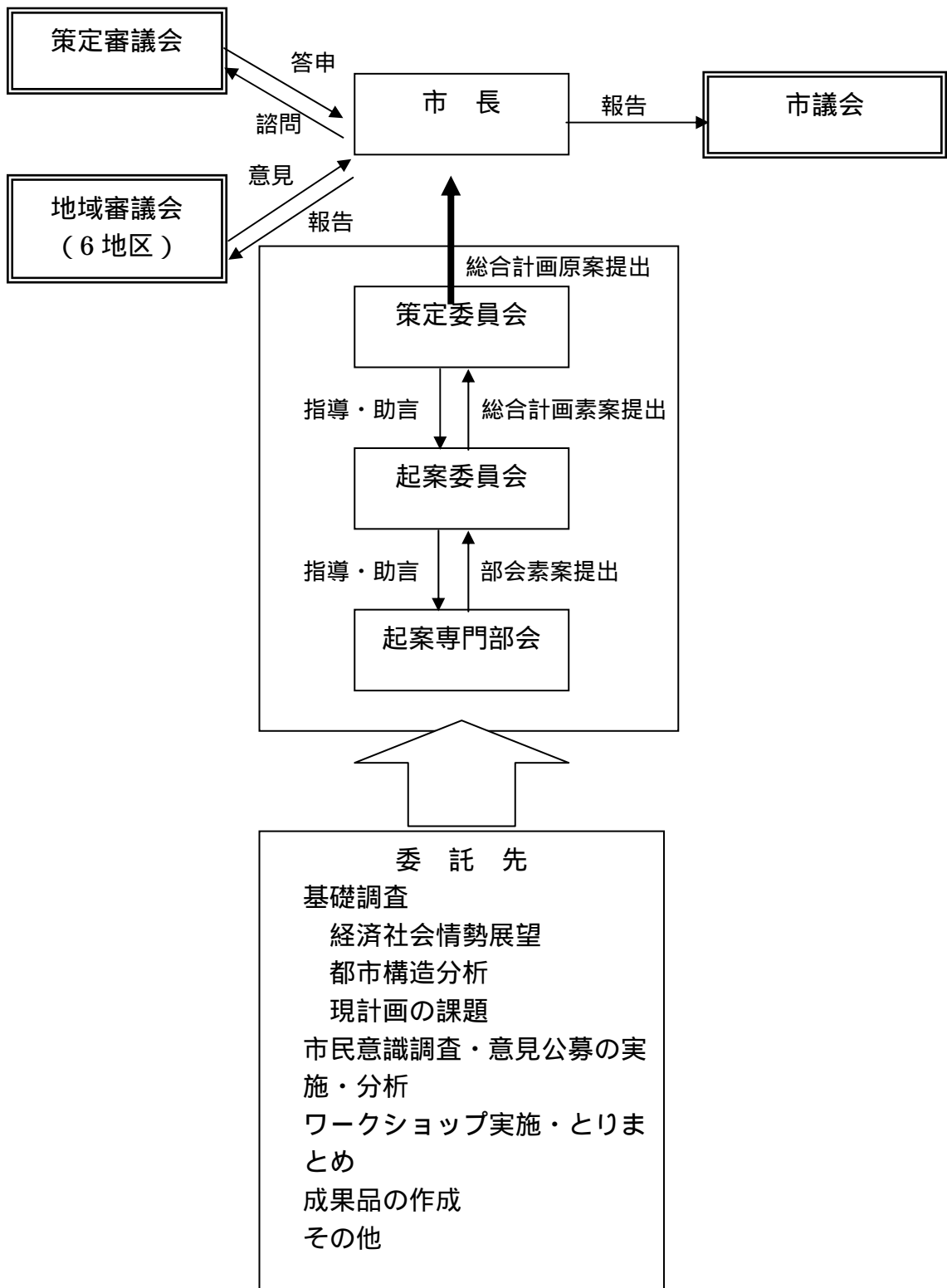
方法

ホームページ・広報誌等による情報の発信・意見の収集

基本構想策定組織の構図



基本計画策定組織の構図



旧6市町村の総合計画策定状況

旧市町村名		八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	泉村
計画名		八代市第三次総合計画	第三次 坂本村振興計画 さかもと21躍動プラン	第四次千丁町振興計画	鏡町振興計画	東陽村基本構想	泉村総合計画
将来像 (キャッチフレーズ)		すべてのひとが輝くまち やつしろ	水とみどり、うるおいの郷(さと)さかもと	みどり輝く、心豊かで安心して暮らせる 千丁	ひとが輝くまちづくりをめざして		みんな元気 いきいき楽しく 泉村
期間		平成13年度～平成22年度 (2001～2010) 10ヶ年	平成13年度～平成22年度 (2001～2010) 10ヶ年	平成12年度～平成22年度 (2000～2010) 10ヶ年	平成13年度～平成17年度 (2001～2005) 5ヶ年	平成11年度～平成17年度 (1999～2005)	平成11年度～平成20年度 (1999～2008)
基本構想 構成		計画策定にあたって(序論) ・総合計画策定の意義 ・構成と期間 ・市勢発展のあゆみ ・これまでの計画を振り返って ・社会の潮流 基本構想(本論) 第1章 基本理念と将来の都市像 第2章 まちづくりの基本方向 第3章 まちづくりの指標 第4章 施策の大綱 第5章 構想の推進	第 部 はじめに 1.計画の策定にあたって 2.坂本村の現状 3.計画の背景と課題 第 部 基本構想 第1章 将来像 第2章 計画指標 第3章 施策の大綱 第4章 重点活動プロジェクト	序論 1.計画の策定にあたって 2.計画の背景と課題 基本構想 1.千丁町の将来像 2.まちづくりの目標 3.目標人口 4.施策の大綱 5.重点活動プロジェクト 施策の体系	計画策定の趣旨 基本的な考え方 1.振興計画の意義 2.振興計画の役割 3.振興計画の構成と期間 基本構想 1.基本姿勢 2.基本的方向 3.まちがめざす将来像	1.どうしのシンボル事業 2.総論 3.これからめざすむらづくり 4.施策の大綱	第 部 はじめに 1.総合計画の策定にあたって 2.泉村の状況 3.新たな時代に向けての課題 第 部 基本構想 1.泉村の将来像 2.施策の大綱 3.重点活動プロジェクト
前期基本計画 期間		平成13年度～17年度 (2001～2005)5ヶ年	平成13年度～17年度 (2001～2005)5ヶ年	平成12年度～16年度 (2001～2005)5ヶ年	平成13年度～17年度 (2001～2005)5ヶ年	平成11年度～15年度 (1999～2003)5ヶ年	平成11年度～15年度 (1999～2003)5ヶ年
前期基本計画 構成		第1部 総論 ・基本計画の性格 ・重点施策 第2部 各論 第1章 魅力にあふれ安全で快適な まちにするために(都市基盤) 第2章 豊かで活力のある産業にする ために(産業) 第3章 自然へのやさしみを未来へ つなぐために(環境) 第4章 すべてのひとが安心して 生活を送るために(市民生活) 第5章 ころゆたかに、生涯をつうじた ひとづくりをするために (教育・文化・スポーツ) 第6章 健康でいきいきとした暮らしに するために(保健・医療・福祉) 第3部 計画の推進 第1章 市民参加のまちづくり 第2章 質の高い行政運営 第3章 健全な財政運営 第4章 広域行政の推進	第 部 第1節 快適で美しいむらづくり (生活基盤の整備・充実) 第2節 自然との共生によるむらづくり (住民生活の確保・環境の保全) 第3節 やさしさとぬくもりに満ちたむら づくり(福祉の充実) 第4節 豊かで活力あふれるむらづくり (産業の振興) 第5節 夢と生きがい育てるむらづくり (教育・文化・スポーツの振興) 第6節 住民とともに創るむらづくり (住民参加の促進と効率的な 行政運営) 第 部 地域におけるむらづくり計画 西部地区/深水地区/中谷 地区/鮎俣地区/藤本地区 /中津道地区/田上地区/ 久多良木地区 第 部 おわりに 1.実施計画の策定にあたって 2.目標の達成に向けて	基本計画 基本計画1 安全でクリーンな暮らしやすいまち 基本計画2 人と自然にやさしい、やすらぎのまち 基本計画3 生涯を通じてより健康で安心して 暮らせるまち 基本計画4 資源を活かし、地域産業を結び 育てるまち 基本計画5 町民であること愉快で誇らしいまち 町民参加型行政と効率的な行政組織	基本計画 1.計画の前提 2.主要施策 3.分野別計画 ・都市基盤の整備 ・産業の振興 ・生活基盤の整備 ・福祉の向上 ・教育文化の向上 ・計画の推進	構想のみのため未掲載	第 部 基本計画 第1章 うーんときなっせ！観光客 第2章 暮らしを豊かにするたくましか 産業 第3章 守り残さなきゃ 美しか村は 第4章 安心・快適で楽しく 地域環境 第5章 人は増やさない！ 第6章 健やかで心の通う あったか 社会 第7章 ふれあい 学びの いきいきライフ 第8章 いっそで もようて おどろが村 第 部 地域別地域づくり方針 1.下岳地域 2.柿迫地域 3.栗木地域 4.五家荘地域
後期基本計画 期間		平成18年度～22年度 (2006～2010)5ヶ年	平成18年度～22年度 (2006～2010)5ヶ年	平成17年度～22年度 (2006～2010)6ヶ年	平成18年度～22年度 (2006～2010)5ヶ年	平成16年度～17年度 (2004～2005)2ヶ年	平成16年度～20年度 (2004～2008)5ヶ年
後期基本計画 構成		合併により未策定	合併により未策定	未策定	合併により未策定	未策定	未策定
総ページ数		192ページ	119ページ	164ページ	48ページ	22ページ	190ページ

新市建設計画について

1. 法的な位置づけ

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の第5条に規定

「合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。」

2. 内 容

計画の主旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律(第3条第1項)」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。

計画期間 平成17年度～平成27年度

理 念 “創生”輝く新都「八代」

- 豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ -

将来像 恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち
人と地域が主役のまち

将来目標人口 「15万人都市」

施策の大綱

「実りのくに」づくり

ア 多様で豊かな自然を守り育む イ 自然と共生する暮らしの実現
ウ 豊かな実りの享受

「拠りのくに」づくり

ア 拠点にふさわしい工業 イ 拠点にふさわしい商業
ウ 拠点の能力を高める観光 エ 拠点を支える基盤

「躍りのくに」づくり

ア 次代を担う人づくり イ 生きがいを求めることでの人づくり
ウ まちづくりの中での人づくり

「誇りのくに」づくり

ア 一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、いきいきと安心して暮らせるまちづくり
イ 人と自然と共生した暮らしやすい生活環境の実現
ウ 住民主体のまちづくり

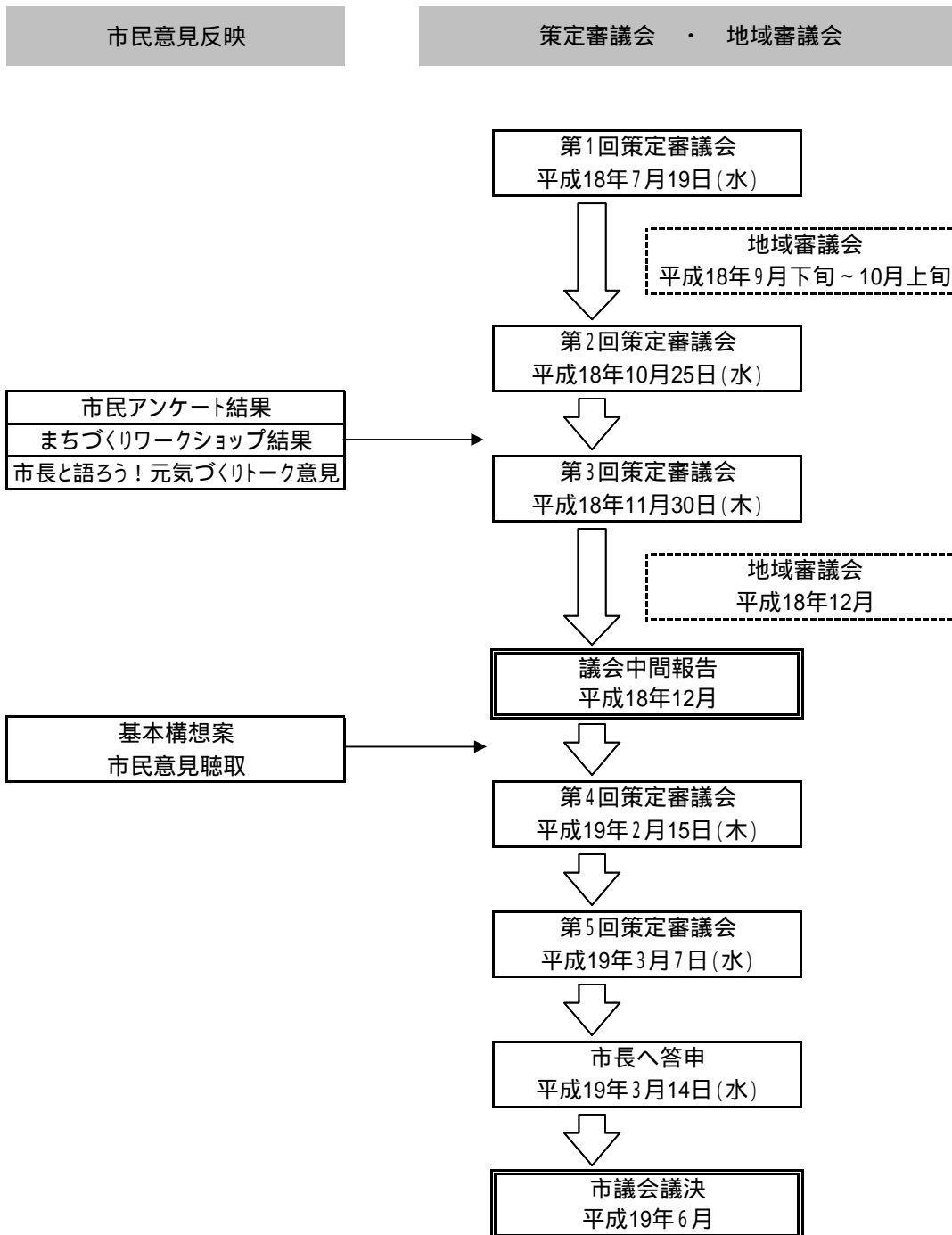
住民自治によるまちづくりの推進

ア 住民自治が開く新しい地域と新市
イ 住民自治を目指す仕組みづくり
ウ 住民自治を支える計画体系
エ 住民自治の推進へ向けて

総合計画策定スケジュール

項目	18年度												19年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
支援業者選定																									
基礎分析、行政評価、課題抽出																									
市民意識調査																									
地域別ワークショップ等																									
市長と語るう！元気づくりトーク																									
総合計画策定審議会																									
庁内・策定委員会																									
庁内・起案委員会等・専門部会																									
地域審議会																									
基本構想																									
基本計画																									
実施計画																									
市議会																									
市民への周知																									

基本構想策定にかかる会議日程と流れ



策定審議会の開催時間は午前中（10時～）、
場所は八代市役所5階大会議室を予定しています。

開催日については、あくまでも予定です。

開催に際しては事前に公文書を送付いたします。